

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣真矢 ほか7名

被告 国

代理人意見陳述要旨

2023(令和5)年1月26日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 半田 虎生

原告ら第13準備書面に関する原告ら訴訟代理人半田虎生の意見陳述の要旨は以下のとおりです。

記

第1 はじめに

被告は、婚姻の目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して法的保護を与えるものであり、法律上同性のカップルはその保護の範疇に含まれないとの主張を繰り返しています。

子の養育が婚姻の機能のひとつに含まれることは原告らも争うものではありません。しかし、被告の主張は、セクシュアル・マイノリティの当事者が生殖も、子の養育も行わないことを前提としたものである点で明らかに誤りがあります。

以下、法律上同性のカップル、セクシュアル・マイノリティの当事者も法律上異性のカップルと同じように子を産み、育てていること及び法律上同性のカ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

カップルに婚姻を認めることが子の福祉の観点からも急務であることについて、原告ら第13準備書面の要旨を述べます。

第2 法律上同性のカップルも子を産み、育てていること

本訴訟の原告である一橋さん、武田さんは、お子さんと三人で生活を送っています。当初は、武田さんとの親子関係に、一橋さんが入ること、入ってくることに抵抗、ためらいがありました。しかし、それはステップファミリーによくある悩みであり、おかえりのあいさつ、普段の会話、家事の分担、日常生活をともにする中で、親子関係を築き、苦楽をともにし、喜怒哀楽を分かち合ってきました。また、関西訴訟の麻智さん、テレサさんは、精子提供を受けて妊娠し、2022年8月、無事出産を終えました。三人の家族生活が始まりました。このように、本書面で焦点を当てた具体的なストーリー、そしてセクシュアル・マイノリティの当事者を対象とした各種アンケートの結果からも明らかのように、子を産み、育てることは決して珍しいことではありません。

第3 子の福祉の観点からも法律上同性のカップルなどセクシュアル・マイノリティのカップルの保護が急務であること

しかしながら、国は、法律上同性のカップルには婚姻を認めません。これによって、現に子を産み、養育する法律上同性のカップルは、法律上の親権者ではない親が、①保育園に迎えに行くことが出来ないなど育児の一部に参加できない、②会社の育児休暇など子どもに関する福利厚生を利用できない、③手術の同意ができないなど子どもに関する医療手続や公的手続きができない、といった制約に直面しています。

その結果、親は子どもとのごく当たり前の交流の機会が失われ、緊急事態において親としての義務を全うすることができず、子どもとの限られた貴重な時間と経験を奪われています。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

この点に関する東京1次訴訟東京地裁判決の重要な判示部分を引用します。同判決は、法律上の同性間の人的結合関係に対して法律上異性のカップルが婚姻によって享受している法的保護を付与することについて「同性間の人的結合関係を強め、その中で養育される子どもを含めた共同生活の安定に資するものであり、これは、社会的基盤を強化させ、異性愛者も含めた社会全体の安定につながるものということができる」と判示しました。

第4 子育てをする法律上同性のカップルを家族として認知する社会の変化

法律上同性のカップルが、子を産み、育てており、社会を構成する多様な家族の一形態であることを前提に、里親制度の認定、ファミリーシップ制度、福利厚生制度の適用など、自治体や企業において、様々な取り組みが広がっています。

しかし、これらの制度は、法律上の同性カップルとその子どもとの間に法的な親子関係を認めるものではありません。社会の変化はあっても、法律上同性のカップルに対して、法律婚が認められない限りは、婚姻とは別途の手続によらなければ家族として取り扱われず、上記の不利益等は解消できません。

第5 結語

以上のとおり、法律上同性のカップルは、法律上異性のカップルと同じように、生殖・子育てを行い、次世代の育成という役割を等しく担っています。よって、法律上同性であるか異性であるかによって、婚姻について、別異に取り扱う合理的な理由はないことは明らかです。そして、前述した当事者の努力や社会の取り組みによっても解消が困難な子の養育上の制約は、子どもの成長において極めて重大な支障であり、子の福祉の観点からも、法律上同性のカップルに婚姻を認めることが急務というべきです。